

資料 2

建築・都市整備・道路委員会
令和 5 年 12 月 15 日
道 路 局

市第 52 号議案 横浜市下水道条例の一部改正 について

市第 56 号議案 横浜市河川占用料条例の一部改正

1 改正理由

一般下水道（水路）及び河川の占用料については、電柱や地下埋設管など道路占用と共通の種別が多いことから、その均衡を図るため、従来から本市道路占用料の改定と合わせて見直しを行っています。

今回、道路占用料の改定を受け、下水道条例及び河川占用料条例を一部改正します。

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

3 改正内容

電柱等、道路占用料と共通の種別について、道路占用料と同額にします。

種別	単位	占用料（改正前）	占用料（改正後）
第二種電柱	1 本／年	4,700 円	4,800 円
工事用施設及び工事用材料置場（足場等）	1 m ² ／年	16,800 円	*18,000 円

*月額 1,500 円×12 月＝18,000 円

4 一般下水道（水路）及び河川占用料の改定による歳入見込額

今回の改正による令和 6 年度の歳入見込額は、令和 5 年度の見込額に比べ、約 452 千円増の 166,532 千円です。

（単位：千円）

条例の種別	5 年度見込額	6 年度見込額	差引
一般下水道（水路）占用	138,972	139,195	223
河川占用	27,108	27,337	229
計	166,080	166,532	452